

議案第54号

福岡市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援を行う機関等が機動的に連携できる体制を構築するため子ども・若者支援地域協議会を再編することに伴い、子ども・子育て審議会の所掌事務等について所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例

福岡市子ども・子育て審議会条例（平成25年福岡市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。